

彦スポ少第 38 号
令和4年(2022年)1月17日

副本部長 様
常任委員 様
本 部 員 様
本部役員 様

彦根市スポーツ少年団本部
本部長 和田 英司
〔公印省略〕

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る彦根市スポーツ少年団の活動について
(通知4)

日頃は、彦根市スポーツ少年団活動に対しまして、ご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和3年9月30日付け彦スポ少第28号で単位団活動は通常活動とし、各団におきまして感染対策および留意事項に十分注意しながら活動を行っていただいているところです。

しかしながら、感染症が第6波を迎え県内の感染者数も急激に増加し、学校関係者の感染も増加していることから県教委が学校の行動基準の「地域感染レベル」を令和4年1月15日(土)から令和4年1月31日(月)までの期間、レベル1からレベル2に引き上げられました。このことにともない、彦根市教育委員会事務局学校教育課長より彦根市立各小中学校長あてに感染拡大に係る対応について、別添(写)のとおりとする文書が通知されました。

つきましては、本市スポーツ少年団の活動についても、令和4年1月31日(月)まで下記のとおりといたしますので、各団の関係者および指導者に周知いただきますとともに、今後も日々の団活動における感染予防対策の徹底をよろしくお願いいたします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況によって対応を見直すことがありますのでご了解ください。

記

<スポーツ少年団活動について>

対外練習試合や他校等との合同練習等について、次のとおりとします。団員、保護者および団関係者に周知するとともに、日々の団活動における感染予防対策の徹底をお願いします。

- (1)可能な限り感染症対策を行った上で、県内の練習試合や合同練習等は可能とする。
- (2)合宿や泊を伴う活動は不可とする。
- (3)他府県との交流はしない。
- (4)同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときも活動に参加しないよう指導する。

<感染予防・健康管理について>

- ・団員の感染予防対策の徹底および健康管理と体調不良時等の対応について、引き続き各団において適切に対応いただくようお願いいたします。

以 上

(一社)彦根市スポーツ協会 事務局次長
スポーツ少年団担当 清水 良信
〒521-1113 彦根市稲部町 607-1
彦根商工会館内
TEL:0749-30-9674、FAX:0749-30-9675
E-Mail : h-spokyo@aurora.ocn.ne.jp



教委学第 1448 号
令和 4 年（2022 年）1 月 14 日

各小中学校長 様

彦根市教育委員会事務局
学校教育課長
学校 ICT 推進課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る対応について（通知）

このことについて、滋賀県教育委員会事務局保健体育課から通知がありました。

現在、新型コロナウイルス感染症が第 6 波を迎え、感染者数は急激に増加しており、医療提供体制がひっ迫していることを受け、滋賀県のコロナとのつきあい方滋賀プランに基づく、対応レベルは「レベル 1」から「レベル 2」へと引き上げられています。

これに加え、滋賀県教育委員会において、学校関係者の感染も増加していることから、本日、学校における「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準の「地域の感染レベル」が令和 4 年 1 月 15 日（土）から令和 4 年 1 月 31 日（月）までの期間、1 から 2 へ引き上げられます。

つきましては、こうした事態を踏まえ、児童生徒および教職員の感染予防・健康管理ならびに教育活動・部活動について、本市が示している「学校における感染症対策ガイドライン（2021.10.1 Ver. 8）」、「(別紙 3) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた彦根市立中学校の部活動について」について確認いただくとともに、感染レベルに応じた対応をお願いします。

なお、感染レベル 2 において、下記の点に留意して対応願います。

記

- (1) 「健康チェックカード」については、本人だけでなく、同居の家族の健康状況についても記載を求め、チェックを徹底する（参考資料：保護者向け文書（ひな形））
- (2) 発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことを徹底する
レベル 2 以上の地域では、同居家族にかぜ症状がみられる場合も登校させないようにする
- (3) 感染リスクの高い学習活動については、可能な限りの感染症対策を行ったうえで、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する
- (4) 出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著

しい遅れが生じることのないよう、ICT 環境を活用するなどして学習指導が継続できるよう留意すること。また、学習の状況や成果については、学校における学習評価に反映できることにも配慮すること

- (5) 学校行事については、「学校における感染症対策ガイドライン (2021.10.1 Vol.6)」、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校行事の実施について Vol.4」をもとに実施の有無を慎重に判断し、実施する場合は規模等を検討し、十分な感染症対策を行ったうえで行う

(6) 部活動については、次の点について確認し対応すること

- ①可能な限り感染症対策を行った上で、県内の対外試合・合同練習・発表会等は可能とする
- ②合宿や泊を伴う活動は不可とする
- ③他府県交流はしない
- ④同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られるときも参加しないよう指導する

「添付ファイル」については

サイボウズ > ファイル管理 > 学校文書メール > R4年1月に掲示します。

担	学校教育課
当	主 査 元野 恵美